

令和8年度 島根県消防学校教育訓練実施計画表

【別表第1】

教育種別		対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入校予定人員	期間日数	実日数	教育時間数	入校申請締切日
消防職員	初任教育 (第66期)	初任総合教育 主として新規採用救急業務に携わる者	6日(月)入寮 7日(火)入校							26日(木)卒業 27日(金)退寮					47	236	153	1071	3/6
		警防科 (第35期)	主として警防業務に携わる者				24日(月) ↔	11日(金)							11	19	15	105	7/15
	予防科 (第10期)	主として予防業務に携わる者								7日(月)～ 25日(金) ※1					11	19	15	105	10/28
	火災調査科 (第21期)	火災調査に携わる者									12日(金) ～ 26日(金)				13	15	10	70	1/4
	初級幹部科 (第38期)	主として消防司令補の階級にある者					28日(月) ↔	9日(金)							13	12	10	70	8/19
	中級幹部科 (第34期)	主として新たに消防司令となった者									1日(月) ～ 9日(火)				13	10	7	49	12/25
	研修教官	今後所属職員の指導に当たる者		11日(月) ↔ ※2	22日(水) ↔										12	13	11 ※2	77	4/1
	部隊指揮研修	部隊指揮に携わる者						22日(木) ～ 30日(金)							13	9	7	49	9/12
	若手職員ステップアップ研修	採用後3年から5年目等の節目を迎える者								18日(月) ～ 22日(金)					20	5	5	35	12/9
	火災性状指導者研修	今後所属職員の指導にあたる者								①1/13-15 ②1/25-29 ※3					12	8	8 ※3	56	12/4
消防団員	第三級陸上特殊無線技師講習	第三級陸上特殊無線技師資格を有しない者				←	別途調整		→						6	1	1	7	/
	消防操法審査員講習会	県消防操法大会審査員	4月下旬 (別途調整)		上旬 (別途協議) ※4											1	1	7	消防協会
	救急隊長教育	新たに救急隊長になった者及び今後、救急隊長になる者								(別途調整) ※5						2	2	14	MC協議会
	幹部教育	初級幹部科 団員又は班長の階級にある者			13日(土) 学校										30	1	1	7	5/14
消防団員	指揮幹部科 現場指揮課程	主として部長以上の階級にある者			27日(土) 益田				17日(土) 18日(日) 学校						30	1	1	7	5/28
	指揮幹部科 分団長及び副分団長	分団長及び副分団長								12日(土) 13日(日) 益田					30	2	2	14	9/17
	企画研修	消防協会が定める者	◀					別途調整※6	▶						20	2	2	14	消防協会

※1 予防科入校期間中に島根県消防長会主催「違反是正研修」を受講します。

※2 消防職員特別教育(研修教官)については、入校日から3日間の集合教育、班別教育6日間(5班編成を予定)及び班別教育後の2日間の集合教育の計11日間とします。

※3 特別教育(火災性状指導者研修)については、1月に集合教育を3日間(指導技法等)と5日間(実技効果測定)に分け実施し、計8日間とする。

また、1月には学生の所属本部から体験者(訓練参加者)を募集いたします。

※4 消防操法審査員研修の2回目(6月上旬予定)は1回目の研修開催時に開催の必要性を判断する。

※5 救急隊長教育は島根県MC協議会が日程を判断する。

※6 消防団員教育(その他)は消防協会が企画し日程を判断する。